

# 国際連携機構 自己点検・評価報告書

## I. 理念・目的

### 1 目的・目標

#### (1) 国際連携機構の理念・目的

国際連携機構のミッションは、①学長をトップとして、目標・理念を明確にし、大学全体で国際化政策を一元的に進めること、②国際連携本部、国際教育センター及び日本語教育センターを設置し、密接な連携を持たせ、国際連携機構として総括的に政策を進めること、③学部、研究科、学内他組織及びキャンパスでの国際的活動について情報を全学的に共有し、体系的・組織的に教育・研究の国際化を進めていくこと、④留学生支援の機能を強化すること、⑤日本語教育センターが主体となって全学の留学生日本語教育を体系的に充実させること、などである。同機構の創設により、体系的な国際連携事業の進展を図る体制が整った。

明治大学の建学の精神は「権利自由、独立自治」であり、「個を強くする」ことが大学の教育方針となっている。「個を強くする」とはまさにグローバル人材そのものであり、国際連携機構は学部や研究科と連携して、この大学の使命を果たすことに注力することである。

### 2 現状 (2011 年度の実績)

#### (1) センター、委員会等の理念・目的は適切に設定されているか

##### ① 理念・目的の明確化

国際連携機構は、本学の国際化を更に推進することで高度化を図り、教育研究を通じ広く国際貢献を果たすことを目的としている。同機構は、国際連携本部、国際教育センター及び日本語教育センターの3つの組織からなる。国際連携本部が企画立案を行い、両センターはそれに基づく執行機関と位置付けられる。設置の目的は、国際連携機構規程（資料1-1、第2条）、国際連携本部要綱（資料1-2、第2条）、国際教育センター要綱（資料1-3、第2条）、日本語教育センター要綱（資料1-4、第2条）にそれぞれ明確に定められている。

また、2012年4月1日から施行する規程改正により、本部会議の構成員に、国際連携本部執行部のほか、国際教育センター長、日本語教育センター長をメンバーとし、3組織の情報共有及び各組織の政策決定を明確化し、同本部での企画・立案、両センターの執行体制の強化など、本来の理念、目的の達成に効果的な枠組とした。

##### ② 実績や資源から見た理念・目的の適切性

国際連携本部は、本学の国際化に関する戦略を企画・立案し、海外の機関との連携を推進する役割を担い、国際教育センター及び日本語教育センターと協力・協調しながら、本学の国際化を推進している。文部科学省が行っている国際化拠点整備事業（グローバル30）に採択されたことを契機に、留学生数の増大、英語コースの設置及び留学生受入れの仕組み整備等からなる「グローバルコモンプロジェクト」を推進している。国際教育センターは、留学

生の受入及び学生の海外への派遣により国際的な教育交流を推進している。日本語教育センターは、本学の国際的な教育交流の発展に寄与することを目的とし、多様なレベルの日本語能力を有する外国人留学生の日本語教育の実施及び研究を行っている。

### ③ 個性化への対応

教育の高度化については、質保証、世界標準がキーワードとなっており、そのためのインフラ研究を国際教育研究所が担っている。日本全体の大学国際化に資するこのような取り組みは、明治大学の個性的な取り組みとして注目されている。

## (2) センター、委員会等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

### ① 構成員に対する周知方法と有効性

大学ホームページへの情報掲載及び大学広報誌紙等印刷物が広く配布されることにより周知が図られている。また、国際化拠点整備事業（グローバル30）への採択により、国際連携機構の発足が事業の一環として認識されその目的が構成員に広く浸透している。大学としての国際連携戦略を打ちたてながら、学内の各種組織を有機的に連携させるために国際連携連絡協議会を設置し、この協議会の活用を通して部局との情報交換を密にしている。（資料1-5）

### ② 社会への公表方法

大学のホームページや明治大学ガイドブック等の媒体により、広く設置目的等を周知している。刊行物のうち、『総合案内明治大学』は、日本語の他に英語、韓国語、中国語でも刊行されている。大学ホームページは、同じく4カ国語で作成している。さらに、グローバル30のwebページ「JUMP」での情報提供、相互リンクにより、国際的にグローバル30大学の認知度が増している。

## (3) センター、委員会等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

国際連携機構では、副機構長でもある国際連携本部長が、国際教育センター長及び日本語教育センター長と連携し、国際連携機構の目的を、組織一体となって推進する体制となっている。これらにより相互に検証が図れる組織体制がとられている。

グローバルコモンプログラムを遂行すべく、国際連携機構は活動をしているが、同時に外部識者を含む評価委員会も設置され、こうした国際連携政策自体の評価体制も強化している。

## 3 評価

### (1) 効果が上がっている点

国際連携機構の理念は、グローバル・コモンを目指す本学の方針とも合致している。

理念に基づき、各学部・大学院等の諸機関と連携して、①海外大学及び諸研究機関との学術交流、②学生交流（留学生の受入れ及び派遣等）、③海外地域研究、④留学生への日本語教育等を推進することにより、本学の国際化を牽引している。協定校数は近年ハイペースで増大し、2011年度においては大学間交流協定15件、学部間交流協定13件を締結した。これにより、同年度末には大学間協定校142校、学部間協定校27校となった。

出版物及び英語によるWEB拡充により、日本のみならず世界各国に向けて理念等を発信

できている。

本学が構想し取り組む国際化拠点整備事業をグローバルコモンプログラムと称し、留学生受入拡大を図るために様々な取り組みを共通の認識のもとに全学を挙げて実施している。

## (2) 改善すべき点

留学生受入拡大に繋げるためには、本学に対する認識を高め、理念目的を海外に向けさらに広く発信する必要がある。大学ホームページの更新については、日本語のページは随時行なわれるものの、外国語によるページの適時更新は行われていないため、情報が適切に発信できているとは言えない。

## 4 将来に向けた発展計画

### (1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

大学ホームページについて、日本語版はもとより英語版の内容の充実を図る。国際連携機構のページを利用者の視点から再構成し、海外の留学生が求める情報・内容を適切かつ迅速に掲載するようにする。とりわけ、入試制度など admission のページについては情報を整理し充実を図る。

国際化拠点整備事業（グローバル30）の採択を受けた大学として、留学生受入拡大の取り組み及び留学生支援体制の充実等を国内外に向け、国際連携機構のニュースレター「Global MEIJI」をはじめ、様々な媒体を通じ積極的にアピールし、理念の浸透を図る。

### (2) 長中期的に取り組む改善計画

大学の機能分化、ミッションの明確化など、大学教育の可視化が重要視されている。すでに、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）に基づき、明治大学の教育研究活動等に関わる情報をHP上で公表しているが、今後は教育情報公開について、グローバル30大学が先導する形で、情報公開を強化していく。

## 5 根拠資料

- 資料1-1 国際連携機構規程
- 資料1-2 国際連携本部要綱
- 資料1-3 国際教育センター要綱
- 資料1-4 日本語教育センター要綱
- 資料1-5 国際連携連絡協議会議事録

## II. 教育研究組織

### 1 目的・目標

#### (1) 教育研究組織の編成方針

国際連携機構は、世界と共に生き、世界に貢献し、地球市民の一員としての役割を担い、

そして世界中の多様な人々が集い、語らう場「グローバル・コモン」実現のため、学内諸機関や学外機関・団体と連携し、一元的、体系的、戦略的に本学の国際化を推進し、国際貢献に寄与することを目的としている。

## 2 現状 (2011 年度の実績)

### (1) センター、委員会等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

#### ① 教育研究組織の編成原理

国際連携機構は、国際連携機構規程（資料 2-1）に基づき運営されている。国際連携本部は、国際連携本部要綱、国際教育センターは、国際教育センター要綱、日本語教育センターは、日本語教育センター要綱に基づいてそれぞれ運営されている。

これら三組織は、前身の旧国際交流センター運営委員会が学部・大学院、教務部、図書館等からの委員を包含する全学横断組織として編成されていたのに対し、本部長-本部員、センター長-センター委員等のディレクター-執行員制による自律型、自己決定-推進型に設計されている。この主な理由は、文部科学省グローバル 30 事業を含む本学の国際化戦略を企画・推進するうえで、より速度感のある決定・執行を必要とされること及びより専門的な知識・経験者が必要なことによる。国際連携機構の任務・課題に関する全学的な調整機関としては、学部・大学院の教務主任で構成する国際連携連絡協議会（資料 2-2）を結成し、意見交換を行い、政策決定及び推進に役立てている。

#### ② 理念・目的との適合性

国際連携機構においては、機構長である学長及び常勤理事並びに国際教育センター長及び日本語教育センター長の他、研究知財機構、学長室専門員及び学識経験者（現在、学部長）から委員が参画し全学的な国際化推進にかかる審議を行う機関として組織されている。機構の下には国際化に係る役割・機能別に 3 つの組織が置かれ、国際連携本部は教務部、研究知財機構及び学長室専門員から指名される委員により構成されている。国際教育センターにおいては外国語科目担当教員、日本語教育センターにおいては日本語科目担当教員が委員の一部を構成している。また、国際連携本部の副本部長が国際教育センター及び日本語教育センターの委員となっていること、また、3 つの組織ともに本部長またはセンター長の指名・推薦により広く委員を求め組織を編制していることは、各組織の目的遂行の上で有効である。国際連携本部は本部長及び副本部長、国際教育センター及び日本語教育センターは、各センター長と副センター長により、それぞれ執行部会議を開催し基本方針を定め主導的に活動に当たっており、各組織の定期的委員会開催と併せ、常に理念に合致し、目的達成に向け適切な運営が図られている。一方、各学部・研究科との関係においては、各教務主任を委員とする国際連携連絡協議会を設置し、国際連携機構による国際化推進と学部・大学院が進める国際化との連携・調整を行い、全学的な進展を図るうえで有効な体制を執っている。

#### ③ 学術の進展や社会の要請と適合性

旧国際交流センターの下で実施してきた地域研究(カナダ研究・英国研究・フランス研究)は、国際連携本部においても継承し、常に国際的な学術及び社会的要請に応じた研究企画の推進を図っている。

### (3) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

2011 年度後期に、本学の国際連携を更に推進するため、機構の企画・立案力並びに執行力の強化を図るため、各機関の事業組織及び運営体制について検討し、同機構の下にある三機関の事業、組織及び運営体制を改編し、関係例規(国際連携本部要項、国際教育センター要項、日本語教育センター要項)の改正を行った。

### 3 評価

#### (1) 効果が上がっている点

国際連携機構長(学長)のリーダーシップの下、機構傘下の三組織を軸に各学部・大学院の協力を得て、2011 年度は受入留学生数及び送出留学生数ともに目標を達成した。また、学术交流及び教育交流の基礎となる海外協定校数の増加についても、教育・研究に関する年度計画書に掲げている目標を上廻って達成した。

受入れ留学生増加のためのインフラ整備については、2010 年度には海外にしながら受験・合否決定が可能な WEB 出願システム及び本学の留学情報をより多くの国内外の留学志願者に広報・宣伝する Japan Study Support を整備・改修し、2011 年度には、国際日本学部が開設した英語コース(English Track)が実施する 2012 年 9 月入試のため、海外から直接志願手続を行える WEB 出願システムの改修を行い、留学生が日本留学に係る情報を取得できる Japan Study Support サイトの更なるカスタマイズも行った。

#### (2) 改善すべき点

国際連携機構は、2009 年の文部科学省国際化拠点整備事業の採択と機を一にして発足したことから、事業に掲げる「グローバルコモン・プログラム」の取組と留学生受入目標数の達成という政策推進、誘導型の企画・執行を展開している。一方、各学部・大学院は、個別の教育目標や施策展開を図っており、必ずしも十分なノウハウ、人的資源及び予算措置を有していないことから、国際連携機構及び国際連携部に対して支援・協力要望を寄せている。しかし、これに十分応えきれていない現状がある。

### 4 将来に向けた発展計画

#### (1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

2011 年度に見直しをおこなった国際連携機構の各機関の事業組織において、新たな運営体制を基盤に、企画・立案力を高め、執行力を強化する。また、今後は全学的な国際化の推進のみではなく、各学部に設置されている学部国際交流委員会、研究については研究・知財戦略機構との連携を図るなど、学内諸機関・諸制度との連携を一層高め、人材の育成、支援体制の整備、英語コースの設置・運営支援、双方向交流の支援も行う。

#### (2) 長中期的に取り組む改善計画

外部評価委員会からの意見をもとに、継続的に組織の適切性を検証し・改善して行く予定である。

### 5 根拠資料

資料 2-1 国際連携機構規程

資料 2-2 明治大学国際連携連絡協議会設置に関する申合せ

### Ⅲ 教員・教員組織

#### 1 目的・目標

##### (1) 求める教員像及び教員組織の編成方針

本機構は、明治大学国際連携機構規程第5条に基づき、明治大学特任教員任用基準第3条第1項3号の規定に従い特任教員を、また明治大学客員教員任用基準第3条第1項4号の規定に従い客員教員をそれぞれ採用している。採用にあたり機構が求めている教員は、国際連携機構の目的、すなわち、本学における国際的な教育交流及び学術・研究交流を推進し、本学の教育・研究分野の高度化を図るとともに、教育・研究を通じ広く国際貢献を果たすという目的を実現していくために必要な役割を果たすことのできる能力と意欲を持つ教員である。

国際連携機構の目的を達成するために、機構教員はその専門的な能力に応じて職務を分担する仕組となっている。

#### 2 現状（2011年度の実績）

##### (1) センター、委員会等として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか

###### ① 教員に求める能力・資質等の明確化

全学的な国際化推進のため、国際連携機構に所属し、一定の期間専任として国際連携の推進に従事する特任教員を採用できるよう特任教員任用基準（資料3-1）を2010年度に改正すると同時に、国際連携機構に所属する客員教員任用基準（資料3-2）も整備し、多様な教員任用を可能としている。教員任用にあたっては、年度に応じて任用計画を定め、教学機関及び理事会の決定を経ることとなる。

また、採用した教員の昇格については、国際連携機構において「国際連携機構における教員の昇格に関する内規」（資料3-3）を定め、昇格に係る資格及び要件を定めた。

###### ② 教員構成の明確化

特任教員任用基準及び客員教員任用基準を整備するとともに、任用計画において任用資格を定め、任用規程に従い、適格性を審査し任用を行っている。

###### ③ 教員の組織的な連携体制と教育研究に係わる責任の明確化

国際連携機構に所属する特任教員の雇用にあたっては、任用分野及び教員の専門領域に応じ、国際連携本部、国際教育センター及び日本語教育センターに対するそれぞれの役割分担を定め、各組織の推進・運営に適切に関与するようにしている。また、任用規程に従い、教員個別の雇用契約において、教育及び研究に関する担当分野を明確に定め任用を行っている。

##### (2) センター、委員会等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

###### ① 編制方針に沿った教員組織の整備

国際連携機構の活動分野は、新たな留学生政策の企画・推進に始まり、留学生の受け入れ・

送出し、海外からの留学生に対する日本語教育に至るまで多岐に亘っているが、特任及び客員教員は、それぞれの専門的能力に応じて最も適合的な分野を担当することになっており、現在の教員組織は国際連携機構の目的及び事業に適合的なものになっている。

#### ② 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

国際連携機構の活動は、国際連携本部、国際教育センター、および日本語教育センターによって実施されているが、それぞれの職務活動を実施の後、それぞれの会議体において業務が適切になされたか否か、検証しながら進められている。

特任教員と客員教員は、学部において1コマから2コマの授業を担当しているが、これらの授業科目・内容は、留学の意義を学生に理解させる科目や、国際的比較研究による科目等、国際連携機構における職務および役割と密接に関連するものであり、国際連携機構教員としての役割の枠のなかで授業を担当することを認めている。

### (3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

#### ① 教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

国際連携に所属する特任教員の採用にあたっては特任教員任用基準を改正・整備し、明確化を図っている。任用手続きについては、国際連携機構においてあらかじめ任用のための内規を定め、通常、学部等で行う形式に倣い審査委員会を組織し、任用のための審査を行っている。

#### ② 規定等に従った適切な教員人事

教員任用にあたっては、任用基準及び任用に関する内規に則り手続きを進め、国際連携機構会議に始まり、学部長会及び理事会に至る大学内の任用審議過程を経て進めている。

### (4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

#### ① 教員の教育研究活動等の評価の実施

より質の高い職務の遂行を実現するために、機構教員の間で相互評価の機会を持ち、職務の質の向上に努めているほか、国際連携本部、国際教育センター、日本語教育センターそれぞれにおいて、執行部を中心に、国際連携機構の活動における機構教員の職務遂行状況を確認・検討し、適宜、機構教員と議論をしながら、より良い職務遂行の達成に努めている。

#### ② FDの実施状況と有効性

G30の大学間で協働して研究会を開催するほか、JAFSA（国際教育交流協議会）などと連携して留学生政策等に関わる会議を開催し、教員が、教育・研究交流の状況変化についての知識をアップデートすることができるようにしている。また、国際教育・研究の交流促進を図る国際的組織としてのNAFSA（米国国際教育者協会）やEAIE（European Association for International Education）が開催する大会に派遣し、研究報告を行うほか、セミナー等に出席して、機構教員としての資質の向上に努める機会を提供している。

## 3 評価

### (1) 効果が上がっている点

機構教員は、その専門的能力に応じて国際的な教育・研究の推進のために大きな役割を果たしてきた。留学生政策推進のための海外の機関も交えた様々なシンポジウムの開催、海外

留学フェアにおいて本学を積極的に紹介するためのプレゼンテーション、留学生のためのカウンセリングの実施、留学生拡大政策促進のための日本語教育プログラムの開発等々（資料3-5）、それぞれの教員による活動の成果は大きい。国際連携機構所属の特任教員並びに客員教員を任用した意義は十分にあったと言えよう。

## (2) 改善すべき点

機構教員の職務の分担、職務遂行の評価、および資質向上に向けた方策は、いずれも、形式を整えることよりも、実質的に仕事を行うことに重点を置いて実施してきた。これからは、この営みを更に充実させ、機構内部の事務や活動内容が硬直しないように留意し、本機構教員の職務充実を図ってゆくことが求められる。

## 4 将来に向けた発展計画

### (1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

国際連携の特任教員は、国際連携本部、国際教育センター、および日本語教育センターの日常的活動と深く関わり合いながらその職務を行っている。その職務を円滑に行うための職務環境の整備が必要となる。教員間及び教員職員間の連携を容易にする物理的なオフィス環境の整備もさることながら、ワーキンググループによる活動や定期的なミーティング開催等、協働の仕組み作りを工夫する。

### (2) 長中期的に取り組む改善計画

国際連携機構の現状では、大学全体あるいは複数学部に関わる国際的な教育・研究の推進を中心として活動を行っている。しかし、教育・研究の国際化をさらに一層推し進めていくためには、学部・研究科における教育・研究の国際化をも強力にサポートしていくことのできるような体制の構築が望まれる。そのためには、機構教員定数の適正規模をそうした観点から再検討するとともに、ネイティブスタッフの任用を含め、適切な人材が得られるよう、政策課題とその戦略を明確にする。

## 5 根拠資料

資料3-1 明治大学特任教員任用基準

資料3-2 明治大学客員教員任用基準

資料3-3 国際連携機構における教員の任用に関する内規

資料3-4 国際連携機構日本語担当兼任講師任用ガイドライン

資料3-5 明治大学国際連携機構ニュースレター “Global MEIJI”No.2～4

## VI 学生支援

### 1. 目的・目標

#### (1) 学生支援の方針

国際化に大きく舵を切った明治大学では、優秀な外国人留学生を国内外から広くリクルー

トし、その数を増やしてだけでなく、キャンパスの多様性を一段と高めていく。このように多様な学生を広く世界から招き入れるためには、日本の社会・文化への適応や日本語教育についてより幅広くきめの細かいケアが必要になる。学生支援の第一の基盤として、これまで以上に入念なオリエンテーション、相談指導、住居等のサポート体制を整備し、また、日本人学生と留学生が互いに助け合い、切磋琢磨できる環境を整える。

奨学金については、一律に配分するのではなく、努力が報われる形をとって留学生の勉学のインセンティブを高める。すでに入学した学生だけでなく、リクルートにあたって明治を目指そうという優秀な学生をひきつける戦略的奨学金も用意する。経済的支援は、基本的には留学生の勉学意欲、努力、そして成績を基礎として配分するものに転換していく。(資料6-1及び6-2)

また、外国人留学生の留学目的はよりよい就職と直結している。就職超氷河期であり、留学生の就職も厳しい現実はあるが、企業の国際人材への期待は高い。この点では、外国人留学生だけでなく、日本人学生の海外留学支援についても積極的に推進し、日本を知り、世界を目指す学生を輩出する大学になるよう産業界とも連携しながら、キャンパスの国際化を一層推進していく。

- ・ 留学生受入れ体制・組織の整備
  - (ア) 専任教員による留学生の生活面サポート体制の整備
  - (イ) 生田地区での留学生支援体制の強化 ー専任職員の常駐
  - (ウ) 学生相談体制の強化 ー英語対応のカウンセリング体制の充実
  - (エ) 和泉国際ラウンジの活用と学生による国際交流活動との連携
  - (オ) 交流イベントの拡充 (留学生スピーチコンテスト, 見学旅行等)
  - (カ) TA及びチューター制度の一層の充実
- ・ 留学生に対する経済的支援・生活支援
  - (ア) 私費留学生に対する授業料補助制度の改革
  - (イ) 私費留学生奨学金制度の改革
- ・ 外国政府等派遣留学生の受入れ
  - (ア) 外務省留学生支援無償事業による開発途上国留学生受入れ事業の受入れ体制確立
  - (イ) 文部科学省が推進する留学生受入れ制度 (授業料政府負担から授業料免除へ) の検討
- ・ 留学生の就職支援
  - (ア) 留学生インターンシップ制度の開発
  - (イ) 留学生と企業のニーズにマッチした国内・国外での就職活動支援

## 2. 現状 (2011年度の実績)

### (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか

#### ① 学生に対する修学支援, 生活支援, 進路支援に関する方針の明確化

全学的な体制として、3キャンパスに「学習支援室」を設置し、一般学生、社会人入学、スポーツ特別入試入学生のほか、外国人留学生に対しても、個人別で丁寧な学習指導にあたることとしている。学習支援室には、TA及び助手が配置され、学習指導の他、レポー

ト作成、留学相談、大学院進学等に対応している。2005年に発足した、学習支援推進委員会が、留学生を対象とした英語補習授業（駿河台・和泉キャンパス）、を実施している。

外国人留学生に対しては、国際教育センターが中心となって、学習支援も含めた大学生活の全般的な支援に取り組んでいる。English Track（英語による授業の単位を修得することで学位が取得できるコース）の学生も増えており、財団法人アジア学生文化協会とも連携してよりよいオリエンテーションの開発も行っている。留学生の履修指導は、入学直後に留学生のみを対象としたオリエンテーションにより実施し、交換留学による受け入れ学生については所属事務室での指導に加え、国際教育センターが受け入れ担当教員とともに履修指導を行い、本学での学修を円滑に行うよう配慮することとしている。留学生の就職について、就職キャリアセンターとの連携により、留学生向け就職セミナー、マナー講座などの就職支援策を実施している。

この他、留学生間の交流を図ることを目的とし、種々の留学生交流行事（見学バス旅行、日本文化見学会、日本語スピーチコンテスト、年末懇親会等）を実施している。

## (2) 学生への修学支援は適切に行われているか

### ① 留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

各学部・大学院から定期的に情報を得て、留学生の学籍異動情報を把握している。

### ② 補習・補充教育に関する支援体制とその実施

一般的に私費留学生よりも日本語能力が劣る協定校からの交換留学生や国費留学生等の修学効果の向上を図るため、「日本語集中プログラム」（中級後期及び中級前期レベル）を設置していたが、2011年度より正規科目として「学部間共通外国語・日本語科目」に移行した（資料6-3）。

一方、日本人学生の海外留学に対する経済的支援として、協定により学費の相互免除を行うほか、海外に留学する学生に対しては海外留学経費助成制度を設け、協定校留学者には30万円、認定校留学者には50万円を上限に助成金を支給してきた。これについては2012年度よりさらに積極的な支援制度を実施することとなっている。（資料6-4）

### ③ 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

（該当なし。）

### ④ 奨学金等の経済的支援措置の適切性

留学生を対象とする奨学金としては、明治大学の協定校留学生奨学金、私費留学生奨学金及び文部科学省学習奨励費等政府並びに民間団体の奨学金制度がある。また、私費留学生を対象として、本学の負担により、授業料30%の減額措置を実施してきた。ただし、より戦略的な学内奨学金制度を発足させるため、改革の最終的な調整段階にある。

## (3) 学生の生活支援は適切に行われているか

### ① 心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

交換留学生、国費留学生、外国政府派遣留学生、JICA派遣大学院留学生等には必要に応じ、チューター（大学院生）をつけて、日常生活や研究・学習をサポートしている。また、留学生全般に対しては、駿河台、和泉、生田の各キャンパスにTA各1名を配置して、学修上の相談のみならず、生活に関する相談にも応じている。

さらに、留学生・日本人学生ボランティアで構成されるキャンパスメイトが組織され、100名以上がメンバーとして登録し、これらメンバーが、留学生とともに各種行事の一部の運営を担うことで、学内における国際交流の活発化と修学・生活における全般的なサポートを行っている。

また、各キャンパスに国際交流ラウンジを設置し、交流（情報交換、相談等）の場として機能させてきた。和泉キャンパスでは、国際交流学生委員会などの学生の交流団体がこのラウンジを活用して活動し、交換留学生を中心としたピア・サポートを展開している。

#### **(4) 学生の進路支援は適切に行われているか**

##### **① 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施**

就職キャリア支援部においては、留学生を対象に特化したエントリーシート講座、ビジネスマナー講座、筆記試験・面接対策講座、就労ビザセミナー等を開催している。また、留学生に限らず、学生一人ひとりへの細やかなアドバイスを行う個人面談に力を入れ、支援体制の充実を図っている。

##### **② キャリア支援に関する組織体制の整備**

留学生へのキャリア支援の充実は、留学生の受入れ増加をはかるためには必須の課題であるが、特に留学生に限った組織的な体制整備はなされてこなかった。グローバル人材育成会議を設置して体制の整備を図るべく検討してきたが、会議の設置はまだなされていない。

しかし、明治大学創立130周年記念事業として2011年10月31日には日本経済新聞社等との連携のもとで、シンポジウム「グローバル人材の育成に向けて—大学、企業に求められる取り組み」を開催するなど、体制構築のための下地づくりは行われている。

### **3 評 価**

#### **(1) 効果が上がっている点**

交換留学生や国費留学生、JICA派遣の留学生に対し、(財)アジア学生文化協会などとも連携して効果的な日本語教育を行っている。交換留学生等は、限られた留学期間（半期～1年）で一定の学習成果を挙げなければならないため、無理なくかつ効果的な学習が求められる。一人ひとりの交換留学生等に対する指導教員（ゼミ担当教員）を交えたきめ細かい履修指導は、大きな効果をあげることができている。

奨学金については「外国人留学生のためのガイドブック」、多言語に対応した国際交流センターのホームページ、掲示などによって常に最新の情報を提供することができている。

学修上・生活上の支援を行うTAやキャンパスメイトの制度は、日本人学生にとっても貴重な体験を提供するものとなっている。

国際教育パートナーズの一員である株式会社ベネッセ・コーポレーションならびに財団法人アジア学生文化協会との連携で、ウェブ出願方式の開発が完成し、国際日本学部のEnglish Trackで効果を発揮した。同時に開発したポータルサイトとも連携してインターネットによる海外広報体制が充実した。

#### **(2) 改善すべき点**

一部の留学生を除き（交換留学生やJICA派遣留学生等）、日本語能力試験1級レベル

の日本語力が要求されるため、受け入れ留学生の出身国に偏りが見られる。また、震災と原発事故の影響やアジア諸国での留学生獲得熱が高まっていることなどから、国内の日本語学校への入学者は激減しているため、ほとんどの留学生を日本語学校を経由して受入れている現在の体制は脆弱なものとなっている。今後海外からの直接受け入れが非常に重要となる。ただし、学部の留学生入試においては、日本留学試験の受験が必須要件となっているため、同試験が実施されていない諸外国からの受け入れができないことも、海外からの受け入れの壁となっている。これについては日本語能力試験での受け入れを可能にするⅢ型の入試方式が実験的に実施されているが、まだ有効に活用できていない。今後、世界の学生のニーズに合う方式となるよう、さらなる調整が必要となる。

なお、留学生数の拡大に伴って、その質の維持の問題が生じており、個別指導の負担が増してきている。学習支援室などの有効利用の促進が必要である。

交換留学生、国費、外国政府派遣留学生等に対応するチューターに関しては、英語や留学生の母国語が堪能かつ当該留学生と研究領域が近い、という条件を設定すると人材の確保が困難な状況にある。

奨学金については、財政的な問題や受給資格などの制約から、希望するすべての留学生を受給できるものではないが、留学生の増加に伴ってより充実させていく必要はある。また、大学として戦略的に構築して、単に経済的な困窮者を救うというだけでなく、優秀な学生をひきつけるための政策としても改善していく必要がある。

留学生相談の面では、現状では、心理面での相談に応じるバイリンガル対応の臨床心理士は配置されていない。しかし、これは大学の責任としても問題となる可能性がある。留学生相談室を独自に設置する問題については、学生部、学生相談室とも協議を重ねてきたが、実現していない。現在は和泉国際交流ラウンジにて週2日国際連携機構の特任教員が相談にあたっている。当面この体制の強化が望まれる。

## 4 将来に向けた発展計画

### (1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

世界から優秀な学生が直接入学できるように、多言語ホームページとJPSS(留学のポータルサイト)をさらに充実させ、最新の情報を世界に発信することで、明治大学のブランディングをはかる。具体的には、世界での広報活動に対応した入試制度の改革や奨学金制度の戦略的な改訂をはかり、事務体制も整備する。特に、授業料免除と奨学金制度の改革は必須であり、これまでの一律の授業料免除の再検討とそれに伴う競争的な奨学金制度の構想を今年度中に練り上げる。協定校学生向け短期日本語研修、英語による短期研修(クールジャパンプログラムなど)はニーズが高いことは確認できたが、まだ十分な参加者を集められていない。これらの夏期・春期の短期研修などを安定的に継続実施できる体制をつくり、これらの参加者をより長期の留学につなげて受入れることを狙う。

宿舎については、和泉インターナショナルハウスに加えて狛江インターナショナルハウスがオープンしたが、すでに満杯になりつつある留学生の住宅問題は続くので、次の手を構想していかなければならない。留学生の相談体制については、和泉国際交流ラウンジにおける留学生相談がスタートし、ニーズがあることが把握されてきた。さらに充実した体制が構築できるように努める。

## (2) 長中期的に取り組む改善計画

留学生の受入については、世界から優秀な人材をリクルートすることが世界の潮流となっており、明治大学もその方向をしっかりと掴んだ計画を立てねばならない。そのためには、海外における明治ブランドの確立と多言語 HP やポータルサイト等の広報手段の充実、現地拠点の活用、ウェブ出願方式の全学的な導入等を一貫した理念のもとに推進する必要がある。また、留学生数のさらなる拡大と、その質の維持という課題に取り組むためのひとつの方策として、大学院への受け入れ強化、日本語教育の充実及び英語授業体制の確立や9月入学などの検討も必要となる。履修指導については、そのノウハウを蓄積することで、指導の負担を軽減させるとともに、一層の充実を図る。

生活面での支援充実として、アドバイザーの研修との要員拡充及びキャンパスメイトの活動のさらなる活性化を図る。その他に、①専任教員による留学生の生活面サポート体制の整備、②和泉・生田地区での留学生支援体制の強化、③学生相談体制の強化―留学生の相談に対応する臨床心理学の専門性を有した相談員の常駐または契約などを図る。

その他、英語による「日本学」、「日本文化・事情」などの集中講座の実施など新たなプログラムを提供し、一層の留学生支援を図る。また、留学生の就職支援制度については、産学連携でしっかりと構築していかねばならない。留学生のインターンシップ制度などについてもこの枠組みで検討する。

## 5 根拠資料

- 資料6-1 私費外国人留学生奨学金要項
- 資料6-2 私費外国人留学生の授業料の補助に関する規程
- 資料6-3 学部間共通外国語・日本語科目シラバス
- 資料6-4 学生の外国留学経費助成基準

# VII 教育研究等環境

## [VII-1 校地・校舎および施設・設備]

### 1 目的・目標

#### (1) 教育研究環境整備に関する方針

本学を世界中の多様な人々が集い、語らう場である「グローバル・コモン」をとするためには、優秀な留学生及び外国人研究者を受入れることが不可欠であり、そのための環境（施設・設備）を整備することの重要性が増してきている。

国際連携機構においては、留学生宿舎の整備、国際交流ラウンジの充実、招聘研究者用施設の整備を軸として、施設・設備を推進する。

#### ① 留学生用宿舎の整備

交換留学生・招聘研究者用の宿舎である、和泉インターナショナルハウス・狛江インターナショナルハウスの収容人員を越える交換留学生の受け入れを考慮し、JASSO が運営する

宿舍の借り上げなどにより宿舍を確保する。

私費留学生用宿舍についても、学外団体との協定により確保されている推薦学生寮の居室を増加させることなどにより、学生の選択肢を広げる。

② 国際交流ラウンジの充実

3キャンパスにおける国際交流ラウンジのハード・ソフト両面での充実を図る。

③ センター施設関連事項

(ア) 研究者用研究室の配備 (3キャンパス)

(イ) 多目的国際会館の建設推進

## 2 現状 (2011年度の実績)

### (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

留学生が少なく、対応可能な教職員が限られていた状況では、留学生対応の窓口や施設は、大学内において集約する形により設けられるが、多様な地域・国から数多くの留学生の受入を進めていく上では、教育的効果をも考慮し、日本人学生との交流や活動が活発に行えるよう工夫しており、留学生ラウンジ等施設の充実を図ることは勿論のこと、案内表示の英語表記化等、一般的な施設利便性も考慮しながら対応している。新たに建設が進められるC地区においても留学生がアクセスしやすい低層階に、様々な交流活動が可能なゆとりあるラウンジが設けられるよう計画している。

### (2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか

国際交流関連施設は、全体的に非常に狭隘であり、留学生に提供する環境として十分とは言えない状況にあり、近年の受入留学生数の増加に伴い、質・量ともに充実が求められている。

駿河台C地区に建設予定の新教育研究棟に大学院及び研究知財関連施設とともに国際連携機構関連の施設を置くことが決定され、2013年度からの利用に向け工事が進捗している。

留学生関連施設として、留学生ラウンジの拡充は以前より指摘されてきたものであるが、特に駿河台キャンパスにおいては研究棟及び14号館に設けられてはいるもののスペースが限られていることから、改善が必要である。

和泉キャンパスにおいても移設により国際交流ラウンジが拡大されたものの、和泉キャンパスにおける留学生数の増加を考慮すれば更なる拡充が必要となっている。また入試業務実施に伴い毎年2ヵ月間利用できない。一年を通した恒常利用できる施設が必要である。

私費留学生の住居については、日本学生支援機構等の諸団体が提供する留学生寮や、私費留学生用契約企業社員寮などを斡旋、専門業者による協定寮の提供を行うと同時に、留学生が住居の賃貸契約を締結する際の機関補償を実施している(資料7-1)。また、協定校からの交換留学生用の宿舍は、民間のマンションや社宅(独身寮)を大学が契約して留学生に貸与してきたが、これらに加え、2010年4月から、交換留学生及び招聘外国人研究者用の宿舍として和泉インターナショナルハウスの利用が開始されており、交換留学生用居室としては61室が確保されている(資料7-2)。その他、2011年度から借り上げ形式により、狛江インターナショナルハウスとして40室の利用も開始されている(資料7-3)。

国際連携機構が創設され、機構の下に3機関が整備されたが、これら組織に係る教員役職者増に伴う執務スペース及び会議室も十分ではなく、事務組織関連のスペースも、人員及

び業容の拡大に対応しているとは言えない状況にあるが、C地区建物の建設により改善される見込みとなっている。

なお、現在、本学が有する留学生宿舎及び研究者用宿舎について、業務委託により適切に維持管理されている。

駿河台・和泉・生田の3キャンパスには、それぞれ国際交流ラウンジが設置され、留学生支援、留学生と日本人学生の交流の場として提供されている。

### 3 評価

#### (1) 効果が上がっている点

和泉インターナショナルハウス及び狛江インターナショナルハウスが利用に供されたことで交換留学生用宿舎及び研究者用宿舎について改善が図られた（資料7-4～6）。

3キャンパスの国際交流ラウンジは、各学部独自の国際交流活動の利用にも供しており、大学全体の国際交流活性化に寄与できている。

#### (2) 改善すべき点

私費外国人留学生の宿舎については十分な対応がなされていない。専用宿舎の整備、又は借り上げ宿舎の提供等、何らかの形で整備することが必要である。

海外から招聘した研究者の研究スペースについて、駿河台キャンパスにのみ共同利用形式により招聘研究員室が設けられているものの十分ではなく、3キャンパスそれぞれにおいて一定の施設の確保が求められる。

### 4 将来に向けた発展計画

#### (1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

留学生寮について民間専門業者との提携による学生寮の利用に加え、借り上げによる寮の提供を行う。

#### (2) 長中期的に取り組む改善計画

留学生サポートとして、カウンセリング・相談体制を整備充実させるために学生相談室と調整を図りながら3キャンパスに留学生相談体制を整備する。

留学生向け宿舎について、今後、留学生受入拡大を図る上では、正規留学生、長期・短期留学生といった種々の留学形態を考慮した整備が求められる。

キャンパス内において、日常的に留学生と日本人学生の文化的交流や相互支援が図れる空間の整備・充実を図る。

### 5 根拠資料

資料7-1 明治大学留学生住宅総合保障案内（大学ホームページ）

<http://www.meiji.ac.jp/cip/support/residence/compensation.html>

資料7-2 「明治大学和泉インターナショナルハウス」パンフレット

資料7-3 ㈱共立メンテナンスとの推薦学生寮管理運営及び使用保証に関する業務提携書

資料7-4 和泉インターナショナルハウス管理・運営規程

資料 7-5 和泉インターナショナルハウス利用基準

資料 7-6 狛江インターナショナルハウス利用内規

## Ⅸ 管理運営・財務 - 事務局

### 1 目的・目標

#### (1) 管理運営方針

国際連携機構会議の構成は、学長をトップとし、学務理事，教務理事，教務部長，学部長などが構成員となっており，国際連携機構の活動が大学の方針と整合するよう，常に管理運営されている。

### 2 現状（2011年度の実績）

#### (1) 大学の理念・目的の実現に向けて，管理運営方針を明確に定めているか

##### ① 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

全学的に，学長の下で作成される教育・研究に関する長期・中期計画書及び単年度計画書の策定において，国際連携機構としての使命と達成目標を明示し，具体的な推進施策・計画として示している。

国際的な教育交流及び学術・研究交流の推進とともに，主たる政策課題となる国際化拠点整備事業の推進については，事業年度5ヵ年間に実施する項目全てについて事業スタート時に作成したロードマップに従い，課題の実現にあたっている（資料9-1）。

中長期計画の内容は，冊子の形式により大学構成員全員に配布し，周知を図っている。

##### ② 意思決定プロセスの明確化

国際連携機構が推進する国際連携，国際貢献及び目的達成のために必要な事項については，国際連携本部，国際教育センター及び日本語教育センターのいずれかの機関において所管し，その任務を分担するか，あらかじめ国際連携機構会議において決めている。この任務分担に従い，意思決定に係る審議機関とそのプロセスが決まる。

一方，各機関において一貫した政策がなかなか集約できないという場合もあり，今後は国際連携本部がヘッドクォータとしての機能を十分に生かすため，本部会議構成員に各センター長，執行部が入る形にするなど，関係例規を改正し運営体制を変更した。

##### ③ センター・委員会等の権限と責任の明確化

国際連携機構関係の各組織の権限・責任は，それぞれの規程又は要綱の中で次のように決められている。

- ・ 国際連携機構には，国際連携機構会議が置かれ，規程に定める目的達成のための事業に関する事項を審議・決定する。
- ・ 国際連携本部には，国際連携本部会議が置かれ，要綱に定める事業に定める事項を審議・決定する。
- ・ 国際教育センターには，国際教育センター委員会が置かれ，要綱に定める事項を審議・決定する。

- ・ 日本語教育センターには、日本語教育センター委員会が置かれ、要綱に定める事項を審議・決定する。

## (2) 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか

### ① 関連法令に基づく管理運営に関する学内諸規定の整備とその適切な運用

国際連携機構の各機関に関する規程は整備されており、各機関ともその規程に則り適切な運用がなされている。

### ② 機構長等の権限と責任の明確化

国際連携機構関係の各組織の代表者の権限・責任は、それぞれの規程または要綱の中で次のように決められている。

- ・ 国際連携機構は、国際連携機構長（＝学長）が機構の業務を総括し、機構を代表するとともに機構会議の議長となって会務を総理する。
- ・ 国際連携本部は、国際連携本部長が、機構長の命を受けて本部の業務を総括し、代表となるとともに本部会議の議長となり会務を総理する。
- ・ 国際教育センターは、国際教育センター長が、機構長の命を受けてセンターの業務を総括し、代表となるとともに委員会の議長となり、会務を総理する。
- ・ 日本語教育センターは、日本語教育センター長が、機構長の命を受けてセンターの業務を総括し、代表となるとともに委員会の議長となり、会務を総理する。

### ③ 機構長等の選考方法の適切性

国際連携機構長は学長をもって充て、国際連携本部長は国際連携副機構長をもって充てることとなっている。国際教育センター長及び日本語教育センター長は、専任教員のうちから国際連携機構長の推薦により、理事会において任命される。

## (3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

### ① 事務組織の構成と人員配置の適切性

2009年10月の国際連携機構の発足に先立ち、2009年4月に国際連携機構に対応する形で事務組織を整備し、人員配置を行った。従前は、教学組織である国際交流センターに対応した国際交流事務室の1事務室体制であったものを、国際連携機構に対応する形で国際連携部を創設し、部の下に国際連携事務室と国際教育事務室の2事務室を設置する体制とした。

国際連携機構及び国際連携本部に係る分掌は、国際連携事務室が所轄し、国際教育センター及び日本語教育センターに係る分掌は、国際教育事務室が所管している（資料9-2）。

人員配置については、国際交流事務室のときは専任職員11名であったが、国際連携部の2011年度末には21名となった。

### ② 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

国際連携機構の発足及び国際化拠点整備事業の取組により国際化に係る業務は従来に比して質量ともに拡大し、業務内容も多様化している（資料9-3）。その業務の拡大には人員増による対応を図っている。2011年度末には専任職員21名、嘱託・派遣職員6名によって、三キャンパスで業務を行っている。

## (4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

### ① 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

人事における評価（考課）と処遇改善については、全学的な対応として法人部局である人事課が所管し、運用を行っている。

### ② スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

「職員研修に関する規程」に定める職員研修基本計画に基づいて職員の育成・能力開発が実施されている。全学的な研修制度により、階層別に能力の向上を図ることができる。また、第二種研修や個人研修として、学外団体主催研修や海外の教育・研修機関の研修に参加している。

国際連携部の職員は、国際教育協力協議会（JAFSA）の研修やグローバル30推進事務局事業の国際業務担当職員実務研修に参加するなど、専門的な知識の習得に努めている。当部として、職場研修の実施・充実にも努めている。

## 3 評価

### (1) 効果が上がっている点

管理・運営について、国際化政策・基本戦略を決定する国際連携機構の下に、国際連携推進の企画及び学术交流を担う国際連携本部、学生交流及び留学生支援を担う国際教育センター、留学生の日本語教育及び研究を行う日本語教育センターの3機関それぞれが役割を明確にし、相互に連携を取りながら統一的な政策推進を図っている。また、個々の組織において、執行部を組織し、執行部の方針を委員会に諮り、審議・決定を行っており、意思決定が円滑に進むよう配慮されている。この一連の過程に事務組織が関わっており、各機関における意志決定過程を適切に進め、諸課題の遂行を支援している。

### (2) 改善すべき点

国際連携機構の各機関は、根拠となる規程・要綱に基づきその機能・役割を明確にして任務を遂行しているが、課題のなかには、単独の機関だけでは遂行しえない事項、他機関に関わる事項等が少なくなく、推進にあたっては、機関間の情報共有と連携を如何に効率的かつ適切に行っていくのかが課題となる。また、このことは大学全体としての政策推進についても言えることであり、国際連携機構において検討し推進する事項について、各学部・研究科との情報の共有と協働関係を如何に進めるかが課題となる。

国際連携の事業の拡大・多様化・深化に伴い、事務組織の充実が求められ、経験及び専門性を備えた人材が一層必要となっている。またスタッフの数は多くなったものの、仕事の効率的な配分や研修等による個々の知識の習熟・能力の向上などにより、さらなる体制強化を図ることが必要である。

また、和泉・生田両キャンパスにおける事務体制の充実並びに学生・教員へのサービス向上については、更なる配慮が必要となっている。

一方、各学部・大学院等の教学組織において、独自の国際交流活動が推進されていることから、各教学機関の事務室にも国際交流業務を担う人材を配置し、緊密な連携を図らなければならない。

## 4 将来に向けた発展計画

### (1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

業務の拡大・多様化に対応し得る、一層の専門知識・経験を有する人材確保、人員増を図る。また、単なるマンパワーの増強だけではなく、効果的・効率的にスキルを発揮できるような協働による業務推進を行うとともに、関係する教員・職員が共同して研修を実施するなどして情報や課題を共有しながら活動を行っていく。

### (2) 長中期的に取り組む改善計画

国際連携機構と各学部・研究科との連携を図り、共同による大学全体としての国際化推進については、これまで国際連携機構の下に設けられていた国際連携連絡協議会を単なる調整・協議の場に留めることなく、国際連携本部、国際教育センター及び日本語教育センターを中心にしつつも、大学全体の企画推進、事業運営に繋げることを可能にする機関に改編していくことを計画する。

## 5 根拠資料

資料 9-1 国際化拠点整備事業ロードマップ

資料 9-2 事務組織規程

資料 9-3 事務分掌内規

## X 内部質保証

### 1 目的・目標

#### (1) 内部質保証の方針

本機構では内部質保証の方針として、外部の学識者に委嘱した外部評価委員による外部評価の受審がその柱となっている。この外部評価の結果を、国際連携本部長、同副本部長、国際教育センター長、日本語教育センター長で構成された国際連携拡大執行部会にて議論し、外部評価を向上させる方策について検討する。さらに改善点が明確となった場合は各部局に持ち帰って、引き続き議論し、最終的には各部局の責任で改善を実行に移す。これらの改善の結果は、逐次国際連携機構会議にて報告され、本会議が3部局の連携が図れるように調整する責任を担っている。

### 2 現状（2011年度の実績）

#### (1) センター、委員会等の諸活動について点検・評価を行い、社会に公表しているか

##### ① 評価に関する委員会等の設置（名称、メンバー、年間開催回数）

委員会等の名称	主なメンバー、人数	開催日
国際連携外部評価委員会	外部評価委員 4 名，国際連携本部長 1 名，国際連携副本部長 2 名，国際教育センター長 1 名，日本語教育センター長 1 名，国際連携特	2011年6月6日

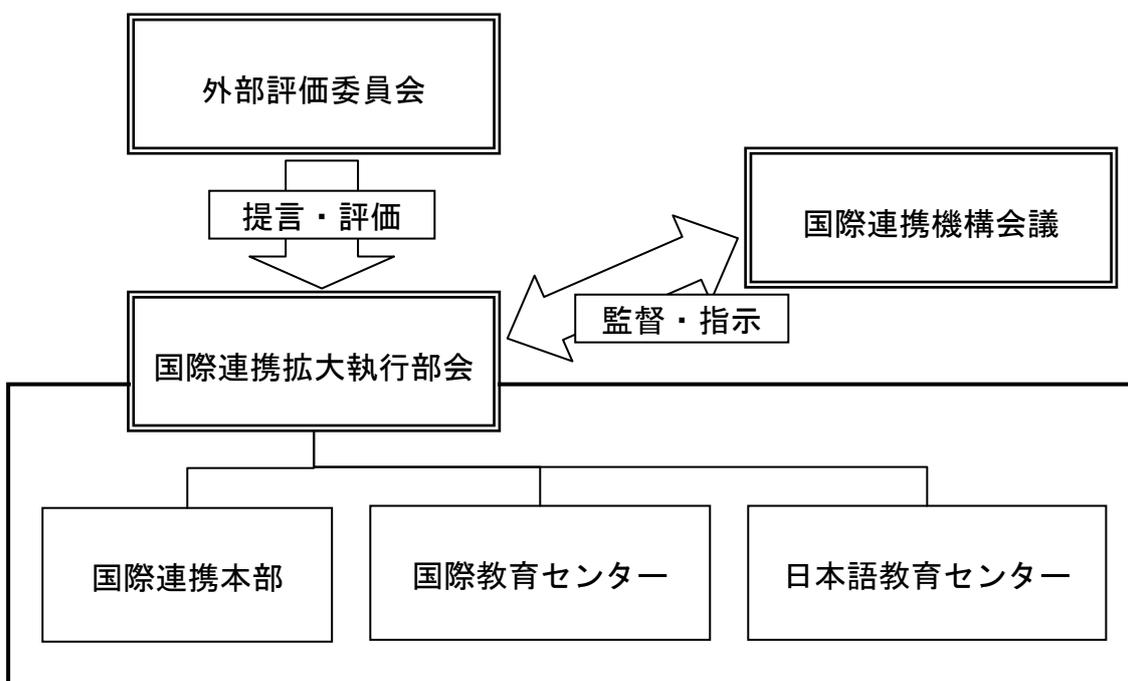
	任教員 3 名，国際連携客員教員 1 名，国際連携部長 1 名，計 1 4 名	
国際連携本部会議	国際連携本部長 1 名，国際連携副本部長 2 名，国際連携部長 1 名他，計 1 0 名	年間 4 回
国際連携拡大執行部会	国際連携本部長 1 名，国際連携副本部長 2 名，国際教育センター長 1 名，日本語教育センター長 1 名，国際連携特任教員 4 名，国際連携部長 1 名，計 1 0 名	年間 2 回

② 評価報告書等の作成，公表

- ・ 2011 年度国際連携自己点検・評価報告書 ホームページで公表
- ・ 2011 年度外部評価委員会 ホームページで概要を公表

(2) 内部質保証に関するシステム（内部質保証を掌る組織，改革・改善につなげる制度，改善実績）を整備しているか

質保証のためのシステムは以下の図の通り。



国際連携活動に関する営みは、外部有識者によって構成される外部評価委員会で評価される。改革・改善が必要と判断される場合は、国際連携本部会議、国際連携拡大執行部会によってその方策が検討され、各部局において実施される。さらに、実施された改革・改善が適切であったか否かについては、他部局の教員が半数を占める国際連携機構会議で検証される。もし、不具合があった場合は、再び国際連携拡大執行部会で議論され改善策を検討する。このようにしてPDCAサイクルが回ることとなる。

### **(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか**

#### **① 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実**

全学的な自己点検評価に則り組織レベルでの活動は行われている。内部質保証を行うために必要な委員会を定期的で開催し、問題点・改善点・結果等を検討している。

事務体制においては業務サイクルの中で、個人レベルの点検・評価が行われている。

#### **② 教育研究活動のデータ・ベース化の推進**

旧国際交流センター時代から留学生や協定校の情報は事務部でデータを一元管理してきた。さらに、これらのデータの一部公開に関してはwebを利用している。具体的には協定校のリストは国際教育事務部が管理するページで公開されている。2010年度には、英語、中国語、韓国語版のページが更新されたので、今後は日本語以外の言語においてもデータ・ベースを作成し、公開することを検討する。

#### **③ 学外者の意見の反映**

国際化拠点整備事業（グローバル30）の選定を受け、事業年度である2013年度末までの間、グローバル30の計画推進の補強・改善対応を図り、事業の実施状況及び目標の達成状況を専門的・客観的立場から評価を行うため、大学外部の有識者を招き、外部評価委員会を設置した。2011年6月6日に第2回の外部評価委員会を開催し、3.11以後の留学生政策について受入れと送り出しのバランスを取る方策に高い評価を得た。（資料10-1）

#### **④ 文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項の対応**

2007年の大学認証評価において大学院研究科の国際交流をさらに推進することについての指摘を受けた。

これを受け、国際連携機構の対応として、海外大学との交流協定締結を進め、2011年度において、大学間交流協定15件、学部間交流協定18件を締結した。これにより、同年度末には大学間協定校142校、学部間協定校27校となり、学術国流及び学生交流の拡充のための環境がさらに整備された。

また、文部科学省が2011年度に公募した留学生交流支援制度（ショートステイ・ショートビジットプログラム）で本学は18件、総額約4,500万円が採択された。これは申請した大学の中で第4位の採択額となっていて、本学の国際化が高く評価された結果となった。

2012年度分も決定しており、本学は20件、6,040万円の採択となっている。

なお、2011年度に公募のあった「大学の世界展開力強化事業」については、タイプAに1件、タイプBに2件の応募をおこなったが、残念ながら採択されなかった。

## **3 評価**

### **(1) 効果が上がっている点**

自己点検・評価報告や外部評価の結果を国際連携拡大執行部会で議論することにより当該年度の事業推進状況を検証するとともに、次年度以降の事業計画の策定に活用できている。

## **(2) 改善すべき点**

2009 年度 10 月の国際連携機構の設置に伴って、本学の国際化が大きく推進された。しかし、3 部局間（国際連携本部、国際教育センター、日本語教育センター）の連携はまだまだ十分でない。さらに、各部局の自己点検・評価体制は、まだ発展途上にある。今後は、3 部局の個々の活動を活発化させながら、連携を深める施策を検討する。

## **4 将来に向けた発展計画**

### **(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画**

外部評価委員会並びに国際連携拡大執行部会を引き続き定期的を開催することにより、国際化拠点整備事業はもとより、国際連携機構の事業実施状況、目的達成状況について専門的・客観的立場から評価を受ける。また、海外における大学国際化の評価指標も参考とするため、海外における組織評価の手法を研究する。本学はユネスコを基盤とする高等教育機関の国際的なメンバー組織、IAU（International Association of Universities）に加盟しており、大学の国際戦略に関して評価や助言を受けることが可能であるので、IAU との連携を検討する。

### **(2) 長中期的に取り組む改善計画**

外部評価の強化を図り、大学国際化評価指標を参考として評価基準・目標値を策定し、大学評価を実施する。さらに、これらの結果を国際的な大学ランキングの結果と結び付くように努力する。

## **5 根拠資料**

資料 10-1 第 2 回外部評価委員会記録